

# 高機能換気設備等導入支援事業費補助金取扱要領

この要領は、高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

## 1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

## 2 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、令和3年2月26日までとする。

## 3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、2の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

## 4 補助対象事業

要綱第4条第3項に規定する補助対象事業は、次の各号の要件及び別紙の各設備の要件を満たす事業とする。

- (1) 事業に使用する設備であること。
- (2) 更新により二酸化炭素排出量を削減する設備であること（高機能換気設備は除く）。
- (3) 補助対象事業者に所有権のある設備であること。
- (4) 更新前後で使用用途が同じである設備であること。
- (5) 将来用設備及び予備設備等ではない設備であること。
- (6) 中古品でない設備であること。
- (7) 法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- (8) 要綱第6条の交付決定の通知後に着手し、年度内に完了すること。
- (9) 建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠した工事であること。
- (10) その他知事が過剰と判断した装備品等でないこと。

## 5 補助対象事業の軽微な変更

要綱第8条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

## 6 申請書類等の提出

交付申請書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書及び実績報告書は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

## 7 県の活動への協力

補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和2年10月29日から適用する。

## 各設備の要件

設備		要件
高機能換気設備（必須）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気量1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上</li> <li>・全熱交換器 （JIS B 8628 に規定されるものであって熱交換率40%以上（JIS B 8639 に規定される測定方法による。）であること。）</li> </ul> ※非熱交換型換気扇や送風機は補助対象外
空調設備 （任意）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージエアコン（PAC）</li> <li>・ビル用マルチエアコン</li> <li>・ガスヒートポンプ式エアコン（GHP）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率機器 （PAC等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること。GHPはグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」で示すガスヒートポンプ式冷暖房機の期間成績係数（APFp）値以上であること。）</li> </ul>
	ルームエアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種</li> </ul>
照明設備（任意）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED等高効率機器及び器具 （LED等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること。）</li> </ul> ※管球交換は補助対象外
その他設備（任意）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価30万円以上（工事費を除く）の設備</li> <li>・据え付け又は据え置く設備</li> </ul> ※射幸心をそそるおそれのある設備等知事が不適切と認める設備は補助対象外

注1：各設備について、全ての要件を満たす必要がある。

注2：高機能換気設備以外の設備について、高機能換気設備を設置する事業所内において行う事業に限る。